

## 論点と解決の方向性（論点④～⑥は課題）

<b>論点① 議員の身分・待遇</b>	
解決の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 議員定数、議員報酬、政務活動費のあり方、諸手当のあり方</li> <li>・任期ごとに一定の結論を出す</li> </ul>
<b>論点② 議員の政治倫理</b>	
解決の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 政治倫理規程の制定</li> <li>・「高山市議会議員政治倫理確立のための申し合わせ事項」を格上げするという方向で検討</li> <li>・検討の過程では議会基本条例で定める「議員の政治倫理」の意味合いを議員全員で確認・認識する場を設け、成文化にあたっては、議会基本条例の趣旨や内容、議員活動の充実や議員意識の向上等といった点に十分配慮する</li> <li>・議会基本条例推進協議会、議会活動の評価等の取り組みを通じて、高山市議会の議員活動の「あるべき姿」を追いもとめるなかで、政治倫理規程の更なるステップアップを目指す</li> </ul>
<b>論点③ 議会活動の評価</b>	
解決の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 議会活動の評価（評価制度の確立）</li> <li>・簡易な方法（議会基本条例の各条項をベースとした評価項目、○×等の単純な評価基準等）による内部評価（議員自らが行う評価、議会全体の評価）というレベルから取り組み、徐々にステップアップする</li> <li>・評価の充実や評価レベルのステップアップに向け、議会の概要や議会改革の取り組み等を取りまとめた議会白書を作成する</li> <li>・評価結果に関して、議員全員で議論できる機会や場を議会基本条例推進協議会の取り組みのなかに位置づける</li> </ul>
<b>論点④ 議会と市民の関係</b>	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 情報の発信</li> <li>・「ぎかいだより」のあり方</li> <li>2. 市民意見交換会</li> <li>・地域別市民意見交換会の開催方法、地域別市民意見交換会の議会活動への活用等（市民への回答も含めて）</li> <li>3. 請願・陳情の審議</li> <li>・陳情、請願への対応</li> </ul>
<b>論点⑤ 議会活動</b>	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 一般質問に対する議員と理事者の認識</li> <li>・一般質問のあり方、一般質問の通告時期の妥当性（答弁内容の充実という視点から）、答弁のあり方、反問権の行使、答弁に対する対応、一般質問の時間配分のルール化</li> <li>2. 本会議等における説明と質疑</li> <li>・議案の事前説明、本会議と委員会における議案説明、本会議における質疑（付託議案）、議案の付託方法</li> <li>3. 自由討議のあり方</li> <li>・議案審査における自由討議</li> <li>4. 議会と理事者との情報共有</li> <li>・委員会における情報提供の要求等、委員会への協議事項に対する対応、委員会内容（協議・報告事項）の共有</li> </ul>
<b>論点⑥ 議会の体制整備等</b>	
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 議会組織</li> <li>・各派代表者会議、常任委員会、広報広聴委員会</li> <li>2. 政務活動費</li> <li>・使途の透明性の確保、政務活動費の額、事務手続き</li> <li>3. 議会事務局</li> <li>・議会事務局の強化</li> <li>4. 議会図書室</li> <li>・議会図書室の有効活用</li> <li>5. 予算</li> <li>・必要な予算の確保</li> </ul>